

平成 17 年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業

産科医療機関等の助産師確保促進事業 報告書

平成 18 年 3 月

社団法人日本看護協会 中央ナースセンター事業部

目 次

はじめに.....	2
I. 事業概要.....	3
II. 5県の事業実施報告.....	5
1. 5県の事業報告.....	6
2. 5県の事業総括.....	41
III. 「潜在助産師・退職助産師の就業意向調査」結果報告	45
1. 目次.....	46
2. 調査概要.....	48
3. 「潜在助産師・退職助産師の就業意向調査」結果	49
4. 調査結果総括.....	86
5. 自由記述.....	90
6. 統計表.....	93
7. 調査票.....	112

はじめに

平成17年11月24日に公表された厚生労働省の医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会では、産科における看護師の業務について、見直し論、反対論、慎重論を併記しているものの、厚生労働省は内診等については助産業務であると解しています。（平成16年9月13日 医政看発 0913002 産婦に対する看護師業務について）

しかし、厚生労働省の調査によると平成15年度に診療所で働く助産師は17.6%（同病院68.7%、助産所6.2%）です。平成16年度人口動態調査によると診療所と病院における出生数がほぼ5対5であることからみても、診療所における助産師確保が重要な課題となっています。一方、助産師の絶対数が不足しているといった問題よりも、病院において看護師として勤務している助産師が相当数存在しているといった助産師の病院への偏在や、助産師として就業したくとも働く環境が整備されていないのではないかとの指摘もあります。

今回日本看護協会中央ナースセンターでは、助産師の産科診療所への就業促進を図る目的で、平成17年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業として、「産科医療機関等の助産師確保促進事業」を実施しました。この事業は、青森県・東京都・京都府・岡山県・宮崎県の5都府県看護協会の協力を得て「潜在助産師キャリア開発研修」「定年退職助産師の再就業促進研修」「産科診療所等への助産師就業サポート事業」を行いました。また助産師が産科診療所での就業意向があるかどうか、もし働くとしたらどのような労働条件・労働環境を望んでおり、どういった条件が整えば助産師の産科診療所での就労が可能となるかを分析するため、「潜在助産師・退職助産師の就業意向調査」を実施いたしました。

これらの事業の結果を報告書に取りまとめました。今後は安全で安心なお産に向けて本報告書が、産科診療所における助産師確保に向けた全国的な取り組みに活用されることを期待いたします。